

くらし

## 外国人住民の方の住民基本台帳制度が始まります A New Resident Registration System for Foreign Residents Begin July 2012

本庁舎  
1階1番

市民課市民係 ☎(24) 0 2 6 4



住民基本台帳法の一部が改正され、7月から外国人の方の新しい住民登録制度が始まりました。新しい制度では、外国人住民の方にも住民票が作成されます。

3か月を超えて在留し、市内に住所を有する方で、つぎの区分にあてはまる方に住民票が作成されます（観光などの短期滞在者や法律に違反している方は除く）。

- ▼中長期滞在者（在留カード交付対象者）
  - ▼特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）
  - ▼一時庇護許可者（一時的に滞在が認められた方）または仮滞在許可者
  - ▼出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
- ※日本人と外国人で構成される世帯では、世帯全員の住民票の写しが発行できるようになります。

※7月9日以前の居住地や家族事項など、外国人登録原票の記載事項証明が必要なときは、法務省秘書課個人情報保護局に直接請求してください（詳しくは法務省ホームページをご覧ください）。

**仮住民票をご確認ください**

外国人の方の住民票を作成するため、対象となる方へ5月下旬に「仮住民票通知」をお送りしていますので、内容をご確認ください。

### 国民健康保険課・高齢医療課からのお知らせ ～国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入要件が変わります～

今回の法律の改正により、外国人の方の国民健康保険(国保)や後期高齢者医療保険の加入条件が変わります。つぎの①、②にあてはまる方は、新しい加入条件をご確認ください。

- ① 住民基本台帳法の適用を受ける外国人の方
- ② 3か月以下の在留期間であるため住民基本台帳法の適用を受けない方のうち、客観的な資料などにより3か月を超えて滞在すると認められる外国人の方

#### 【新たに対象となる方】

##### ●国民健康保険

上記①、②のいずれかにあてはまる方

※職場の健康保険に加入している方や「外交」の在留資格の方、在留資格のない方、その他被保険者の除外条件にあてはまる方は国保に加入することができません。

※新たに国保に加入しなければならない方は手続きが必要です。

##### ●後期高齢者医療保険

A. 75歳以上の方で、上記①、②のいずれかにあてはまる方

B. 一定の障がいがある65歳～74歳の方で、上記①、②のいずれかにあてはまる方のうち、後期高齢者医療保険への加入を希望する方

※これまで後期高齢者医療保険が適用されなかった方で、上記A. にあてはまる方には保険証をお送りします。上記B. にあてはまる方は手続きが必要です。

※これまで国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している世帯で、法律の改正により住民票の氏名表記や世帯主などに変更が生じる世帯は、保険証の記載内容や保険料が変わることがあります。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険について	国民健康保険課国保料係(本庁舎1階3番)	☎(24) 0 2 7 9
後期高齢者医療保険について	高齢医療課高齢医療係(本庁舎1階4番)	☎(24) 0 2 8 9

市役所  
いんふおめ  
information

お知らせします

☎は直通電話です。  
内線表示は、  
市役所代表  
☎(24) 3 1 3 1  
におかけください。